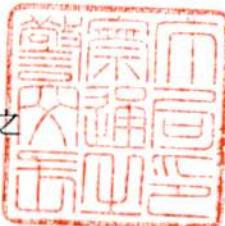




警察庁丙運発第15号
平成23年5月9日

一般社団法人 日本てんかん学会
理事長 兼子 直 殿

警察庁交通局長
石井 隆之



運転免許行政の適正な運用のための御協力のお願いについて

新緑の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、貴会におかれましては、一定の病気にかかっている方の運転免許取得時における病状の診断等、平素から、格別の御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生しました。一定の病気にかかっている方の運転免許の取得、更新などについての適切な運用が求められているところであります。

つきましては、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、次の2点について、貴会の御協力を賜りたいと存じます。

まず、第1は、一定の病気の治療を受けている方のうち、運転免許をこれから取得しようとして、又は既に運転免許を保有している方等に対して次の事項を周知することについて、貴会の御協力をいただきたいと存じます。

- ・ 運転免許の取得時又は更新時に、警察に自身の病状を正確に申告すること。
運転免許の取得又は更新において警察に提出していただく申請書には、病気の症状の申告欄があります。当該申告欄に、御自身の病状を正確に申告していただく必要があります。
- ・ 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談すること。

都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口が設置されており、一定の病気等にかかっている方に係る運転免許についての相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、この窓口に連絡し運転免許の取得について相談していただくことをお薦めしています。

- ・ 自動車等の運転に支障がある場合、自動車等の運転を控えること。
 処方されている薬を飲み忘れたとき、睡眠不足等により体調が悪いとき等自動車等の安全な運転に支障があると判断される場合は、自動車等の運転を控えていただく必要があります。
- ・ 運転免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合は、警察に相談すること。

 運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について各都道府県警察の運転適性相談窓口に相談していただく必要があります。

上記の事項については、リーフレットを別添のとおり作成しましたので、御利用ください。

第2は、都道府県警察とのさらなる協力体制を構築するための御協力をいただきたいと存じます。

これまでも、貴会会員の方々には、専門医等の立場から、臨時適性検査等に係る診断をお引き受けいただいているところですが、今後も運転免許制度の適正かつ迅速な運用を維持するため、警察庁から都道府県警察に対して、都道府県の医師会等へ診断書の発行等について協力を依頼するなど、さらなる協力体制を構築するよう指導することとしております。今後都道府県警察からの協力依頼に御対応していただきますようお願いいたします。

同種事故が繰り返されないよう、警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいりますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念申し上げます。

運転免許を持っている(又は、取得しようとしている)患者さんへのお願い

- 運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。
～ 申請書には、病気の症状の申告欄があります。～
- 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談してください。
～ 都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～
- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。
～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。
連絡先等は別紙を参照してください。